

## 社会福祉法人うねび会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人うねび会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会、評議員選任解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。

3 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

4 実費弁償費としての必要経費および奈良県外在住者の交通費については、その実費を支払う。

(役員及び評議員、評議員選任解任委員の勤務報酬等)

第4条

評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

2 実費弁償費としての必要経費および奈良県外在住者の交通費については、その実費を支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

3 実費弁償費としての必要経費および奈良県外在住者の交通費については、その実費を支払う。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払う。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報

酬はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合や運営推進会議に参加した場合は、別表2により報酬を支払う。
- 3 実費弁償費としての必要経費および奈良県外在住者の交通費については、その実費を支払う。
- 4 苦情対応第三者委員が役員・評議員を兼務する場合、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により役員・評議員の1日分の報酬を支払うこととし、別表2による苦情対応第三者委員の1日分の報酬及び実費弁償費は支払わない。

（出張旅費）

第7条 役員及び評議員が、研修・視察等のため出張する場合は、別表4により旅費及び宿泊費等を支給することができる。

- 2 旅費は、合理的・経済的な基準により実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第9条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 平成25年5月25日 改訂
- 2 平成28年5月21日 改訂
- 3 平成29年2月1日 改訂
- 4 平成31年3月22日 改訂